

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

通し番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	(1) 書面手続のデジタル化に伴う物件の提出方法の規定整備 磁気ディスクや証拠物件等、電子特殊申請による提出ができないものについて、書面等による提出を行うための根拠となる規定を整備するものであり、手続の明確化のために同意する。 なお、裁判所においても証拠の電子提出への対応が進められているように、証拠物件等も電子的に提出できるようになるのが時代の趨勢と思われるので、御庁においてもこれらの物件等を電子的に提出できるようなシステムの導入の検討を希望する。	本省令についての賛同の御意見として承ります。 なお、審判手続における証拠物件は、現状、システム上の提出可能容量を超えている等の一部の場合を除き、原則、電子特殊申請による提出が可能となっています。その上で、本省令は、ひな形・見本等の実物の提出が必要となる証拠物件については、電子特殊申請により審判請求書等を提出する場合であっても、書面等（ひな形・見本等の実物を含みます。）による別途提出を許容するための規定整備を行うものであります（審判手続に限らず、また、証拠物件以外の物件についても、電子特殊申請による提出においては同様の考え方です）。
	(2) 国際商標登録出願等に係る審判等についてする処分等及び審判等に係る電子特殊申請による手続についてする却下処分の特定処分等への指定 審判システムの刷新によって電子情報処理組織を使用して行うことが可能となったことに伴う改正であり歓迎する。 今後も、電子情報処理組織を使用して行う処分等である「特定処分等」の拡大を希望する。	本省令についての賛同の御意見として承ります。 今後も、特許特別会計の財政状況等を踏まえつつ、特許庁システムの改修による「特定処分等」への指定対象の拡大について検討を進めてまいります。
	(3) 特許（登録）証の再交付請求に関する見直し 再交付請求にあたっての要件（「特許（登録）証をよごし、損じ、または失ったとき」）等の撤廃のための改正については、オンラインで受領した者から、紙での再交付を希望することが非常に多いため、特に歓迎する。	本省令についての賛同の御意見として承ります。 本省令の施行に際しては、特許庁ホームページを通じて、十分な周知に努めてまいります。

多くのユーザに関係する改正であるから、この改正が施行されたのち、御庁ホームページでの告知を希望する。	
(4) 特定手続に伴う意思確認の廃止 御庁に対し紙書面で手続を行う際に、手続者の押印が不要であることとのバランスを鑑みても、特定手続に伴う意思確認を廃止する本改正については、相当であると考ええる。	本省令についての賛同の御意見として承ります。
(5) 包括委任状の援用制限の廃止及び変更出願等におけるもとの出願の願書に添付した図面等の援用廃止 利用頻度が少ない手続を廃止するものであり、同意する。	本省令についての賛同の御意見として承ります。
(6) 国際出願におけるファクシミリ装置による書類提出方法の廃止 国際出願に際してファクシミリ装置による国際出願書類の提出することがかなり限定的であることを鑑みれば、御庁においてファクシミリ装置による書類提出方法の廃止は理解できる。 ただし、「世界知的所有権機関（WIPO）がファクシミリ装置による書類提出を受け付けており、出願人にとっては同提出方法が維持される」とのことであるが、2020年1月1日以降、ファクシミリでの送信が廃止されており、やむを得ない緊急の場合に限り、出願人が事前に電話連絡の上、ファクシミリで出願書類を送付することができる運用がされているに過ぎない（参考URL： https://www.wipo.int/pct/ja/filing/filing.html#:~:text=2020%E5%B9%B4%E6%9C%81%E6%97%A5）。	本省令についての賛同の御意見として承ります。 本省令の施行に際しては、御指摘を踏まえ、WIPO 国際事務局への提出方法を含め、日本国特許庁へのファクシミリ装置による提出に代わる提出方法について、特許庁ホームページ等を通じて、十分な周知に努めてまいります。

	WIPO への電話での事前連絡は、時差があるうえに言語の壁もあり、緊急時には当該運用の利用は困難を極めると考えられることから、御庁においてファクシミリ装置による書類提出方法の廃止を決定される際には、ファクシミリ装置による書類提出方法の廃止の周知と併せて、国際事務局の運用についても周知いただきたい。	
--	---	--